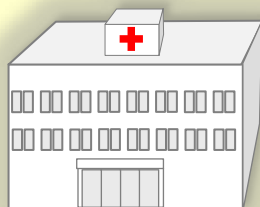


出資者の方に
もしものことがあって、

その相続人から
持分の払い戻しを
請求されたら
どうしよう

病院の運営を頑張った
おかげで法人の資産も
増えたけど、

持分の払い戻しを請求
されたら大変だ



こんな悩みをお持ちの医療法人の皆さまへ

「持分なし医療法人」への 移行を検討しませんか？

こんな悩みを解決するために、
「持分なし医療法人」への
移行を検討されてはいかがでしょうか？

しかも、今なら
税制優遇措置や**低利の融資**が受けられます。

これにより、
移行時の**法人贈与税も非課税**となります。

地域医療の要として、
今後も安定して医療を提供するために
ぜひ、ご検討ください。



「持分なし医療法人」への移行促進策（延長・拡充）のご案内

「持分なし医療法人」への移行 を検討しませんか？

目 次

～「持分あり医療法人」を経営される理事長の皆様、
こんなお悩みありませんか？～

1. 移行計画の認定制度および税制措置について…………… 1
2. 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ…………… 4
3. 移行期間中に相続・贈与が発生した場合の納税猶予などの手続き…………… 5
4. 税額計算の具体例…………… 6
5. 融資制度について…………… 7
6. その他…………… 7

「持分あり医療法人」を経営される理事長の皆様、こんなお悩みありませんか？

※「持分あり医療法人」とは、出資者が出資した割合に応じて法人資産を払い戻すことができる法人であり、例えば、出資金400万円のうち100万円出資した人は、この法人の純資産の1/4（純資産が1億円ある場合は、2,500万円）を払い戻すことができます。

〈事例1〉

- ◆ 医療法人を設立した際に出資してくれた方々が高齢化してきた。将来、これらの方々が亡くなったとき、出資権（持分）も相続されるが、このとき相続した人に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。

〈事例2〉

- ◆ 医療法人を設立した当初は診療所だけだったが、今は病院を運営するまでになった。法人の貸借対照表を見ると、純資産が大きくなっており、出資者に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。



出資者からの払戻が行われないうち、「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？

- ◇ 今なら、令和8年12月31日までの認定制度で税制優遇措置や低利の融資などを受けられます。
- ◇ 詳しくは、顧問の税理士、公認会計士などに相談してください。

1. 移行計画の認定制度および税制措置について

1) 移行計画の認定制度と税制措置の概要

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。

さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となります。

① 移行計画の認定制度

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成29年10月1日から令和8年12月31日です。

「持分なし医療法人」への移行を検討する医療法人は、この期間内に移行計画を厚生労働省へ申請し、認定を受けてください。（→認定要件については、次ページをご覧ください。）

② 移行の期限

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から5年以内に「持分なし医療法人」へ移行してください。移行しない場合は認定が取り消されて、遡及して課税されます。

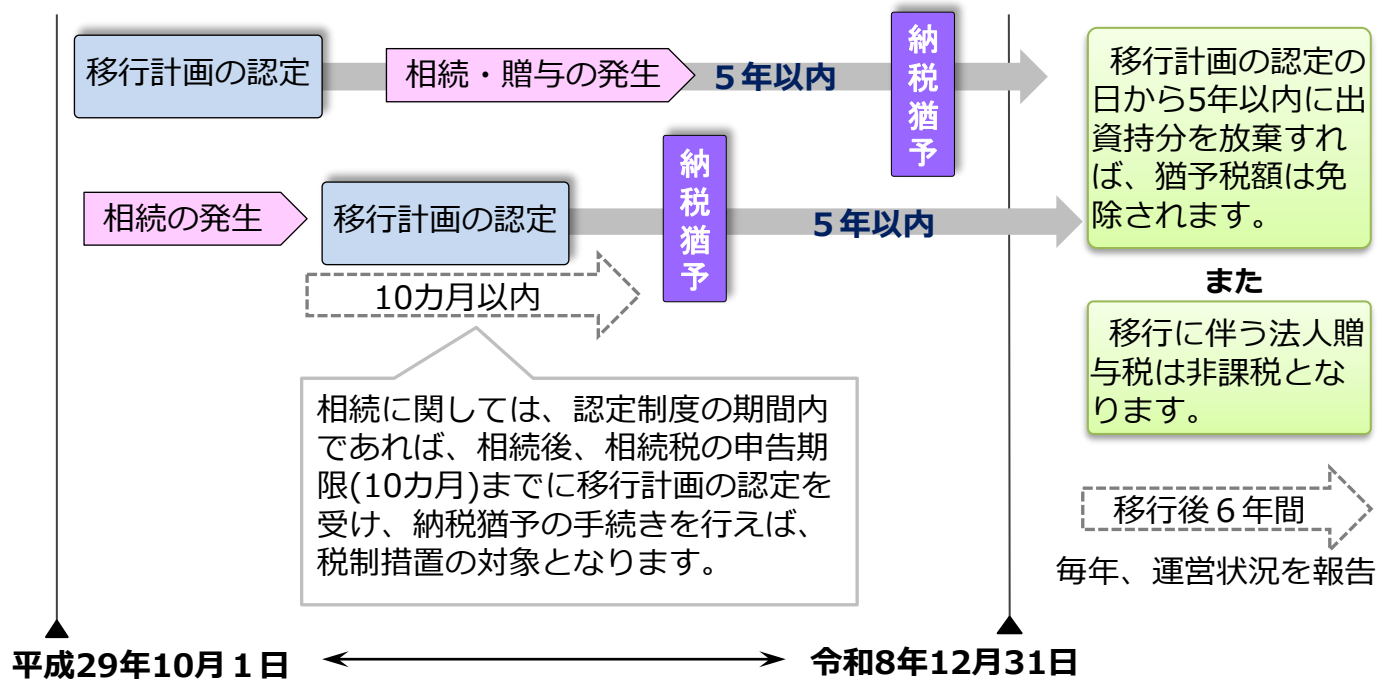
③ 移行後6年間の運営状況

移行完了後6年間は、毎年「持分なし医療法人」の運営状況を厚生労働省へ報告してください。

認定制度の流れ

認定制度の開始

認定制度の終了



※手続きの流れなどについては、4ページの「2. 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ」以降をご覧ください。

認定要件（主なもの）

- ① 移行計画が社員総会において議決されたものであること
- ② 出資者等の十分な理解と検討のもとに移行計画が作成され、持分の放棄の見込みが確実と判断されること等、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと
- ③ 移行計画に記載された移行期限が5年を超えないものであること
- ④ 運営に関する要件（役員報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること、法人関係者に対して特別の利益を与えないこと等）を満たすこと（→運営に関する要件の詳細については、次ページをご覧ください。）

運営に関する要件

<運営方法>

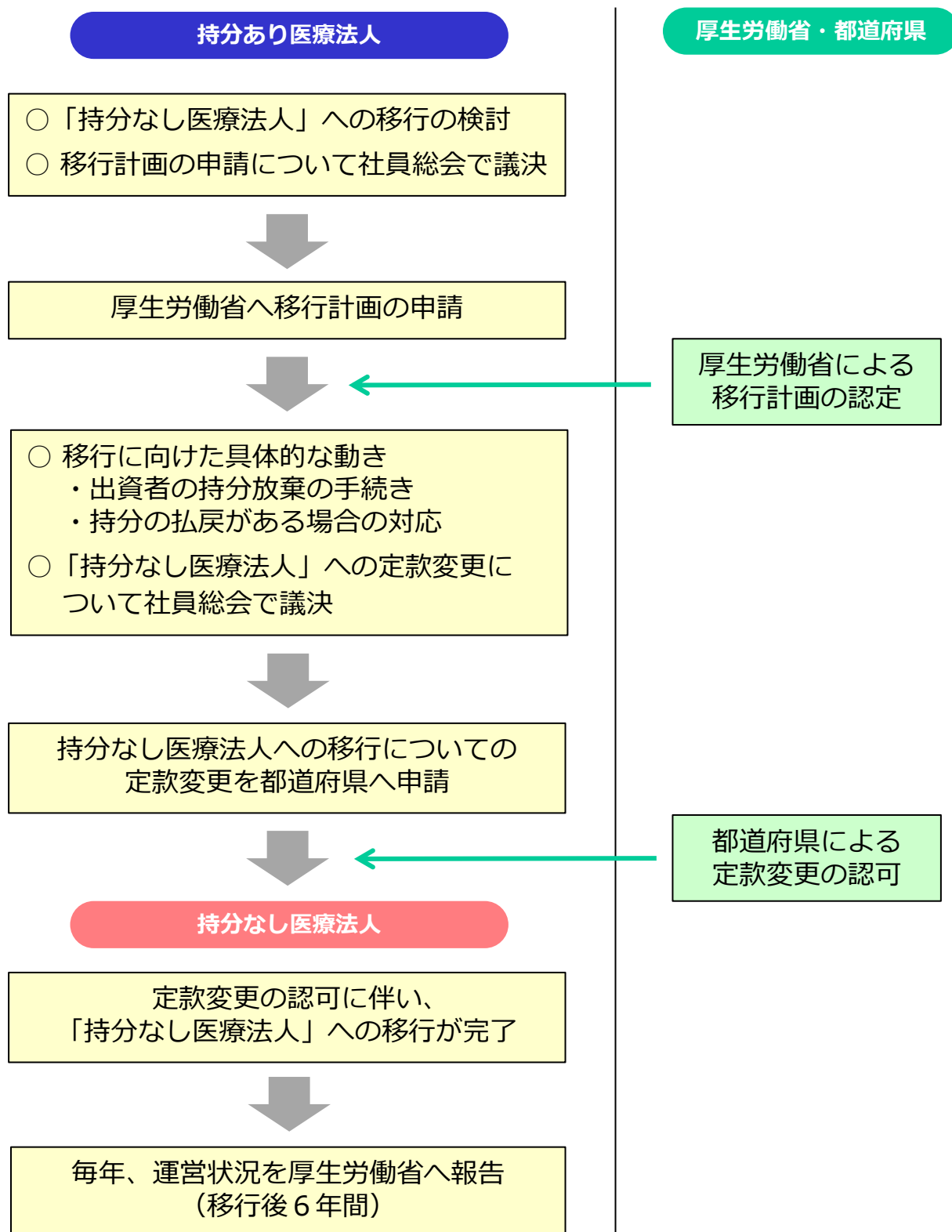
- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

<事業状況>

- ① 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）にかかる収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ③ 医業収入が医業費用の150%以内であること

※運営に関する要件は、持分なし医療法人へ移行後6年間満たしていなければなりません。

2. 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



3. 移行期間中に相続・贈与が発生した場合の納税猶予などの手続き

① 納税猶予の手続き

相続税・贈与税の申告の際、税務署で納税猶予の手続きを行うことができます。

- この特例の適用を受ける場合には、相続税・贈与税の申告書を期限内に提出するとともに、担保を提供する必要があります。
- 申告にあたっては、医療法人から移行計画の認定通知書、移行計画、定款、出資者名簿の交付を受け、申告書に添付してください。
- 申告の際に、担保提供の手続きが必要となりますが、担保提供の際に所有している出資持分の全てを担保として提供する場合は、出資持分を担保として提供することができます。この場合、質権設定承諾書等の必要書類を税務署へ提出する必要があります。

② 猶予税額免除の手続き

移行期限までに出資持分を放棄すれば、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

- 手続きにあたっては、医療法人から放棄申出書（医療法人に提出したもの）、出資者名簿の交付を受け、届出書に添付して税務署に提出してください。
- 基金拠出型医療法人に移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額は納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額は免除されます。その際には、上記の書類に加え、定款、持分の時価評価の評価書を提出していただくことになります。

注）納税猶予期間に出資持分の一部または全部の払戻を受けた場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を併せて納付しなければなりません。

4. 税額計算の具体例

●相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人に移行したケース

【税額計算】

① 全ての相続財産から税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 3\text{億円} - \underbrace{(3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人})}_{\text{基礎控除}} = 2\text{億}6,400\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 2\text{億}6,400\text{万円} \times \underbrace{45\%}_{\text{税率}} - \underbrace{2,700\text{万円}}_{\text{控除額}} = 9,180\text{万円}$$

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

$$1) \text{ 課税遺産 } 2\text{億円} - \underbrace{(3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 1\text{人})}_{\text{基礎控除}} = 1\text{億}6,400\text{万円}$$

$$2) \text{ 税額計算 } 1\text{億}6,400\text{万円} \times \underbrace{40\%}_{\text{税率}} - \underbrace{1,700\text{万円}}_{\text{控除額}} = \textbf{4,860万円（猶予税額）}$$

$$\textcircled{3} \text{ 納税額 } 9,180\text{万円} - \textbf{4,860万円} = 4,320\text{万円}$$

5. 融資制度について

独立行政法人福祉医療機構による経営安定化資金について

- ◆ 移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行を進める医療法人において、出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けを受けることができます。
- ◆ 貸付限度額：2億5千万円
償還期間：10年（うち据え置き期間1年以内）
- ◆ 貸し付け条件
 - ・ 国の移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
 - ・ 資金の貸付にあたっては、事前審査及び本審査を受けていただく必要があります。
 - ・ 通常の「経営安定化資金」との併用はできません。
- 貸付の詳細については、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。（問い合わせ先は、背表紙の「申請・相談窓口」を参照してください。）

6. その他

- ◆ 持分なし医療法人への移行については、医療法人による任意の選択を前提としています。
- ◆ 持分なし医療法人への移行にあたっては、『「持分なし医療法人」への移行に関する手引書』もご活用いただけます。
- 制度の詳細や申請書類については、以下の厚生労働省HPをご確認ください。
「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>
（右下のQRコードからもアクセスいただけます）



【メモ欄】

A large dashed rectangular box with rounded corners, intended for writing notes. It occupies the majority of the page area below the header and above the footer.

申請・相談窓口

1) 制度の内容についてお聞きになりたいとき

部局名	住所	電話・FAX
厚生労働省 医政局医療経営支援課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	Tel:03-5253-1111 (代表)(内線2608) 03-3595-2261 (直通) Fax:03-3580-9644

2) 融資についてお聞きになりたいとき

団体名	住所	電話・FAX
独立行政法人 福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課	〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9F	Tel:03-3438-9940 Fax:03-3438-0659

3) 移行の具体的な進め方などについてお聞きになりたいとき

団体名	住所	電話・FAX
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業部 事業第一課	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5F	Tel:03-5275-6996 Fax:03-5275-6991

(注) 個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談には対応できない場合があります。